

日本ユネスコ国内委員会
文化・コミュニケーション小委員会
令和3年4月21日

ユネスコ創造都市ネットワーク 2021年新規加盟申請にかかる国内選考基準

1. 趣旨

ユネスコ創造都市ネットワーク（UNESCO Creative Cities Network）への新規加盟申請のためにユネスコが実施する2021年公募において、我が国からユネスコへ推薦する候補案件を選定する際は、「ユネスコ創造都市ネットワーク 2021年新規加盟申請にかかる選考ワーキング・グループ」において、以下の選考基準に従い、候補案件（異なる分野で2件以内）を選定する。

2. 選考基準

（1）基本要件

申請内容が、ユネスコの理念と目的及びユネスコ創造都市ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）の使命と目的を理解した上で、それらと整合性があり、かつ本ネットワークに貢献しうるものであること。

【ユネスコの理念及び目的】（ユネスコ憲章前文及び第1条より抜粋）

- ・戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。
- ・教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力と交流を通じて、相互理解を促進し、国際平和と人類の福祉の促進を目的とする。

【本ネットワークの使命・目的】

※「UNESCO Creative Cities Network -Mission Statement」（ユネスコ作成）より抜粋。

● 使命

- ① 経済、社会、文化、環境の観点から、創造性を都市の持続可能な開発の戦略的要素と位置付ける都市間の連携・協力を強化すること。
- ② 本ネットワーク加盟により、加盟都市が以下の点について取組を進めること。
 - ・ 優良事例の共有
 - ・ 創造性と文化関連産業の成長を促すパートナーシップの発展
 - ・ 人々の文化的な生活の向上
 - ・ 都市開発計画における文化の統合

● 目的

- ① 創造性を都市の持続可能な開発の戦略的要素と位置付ける都市間の国際連携・協力を強化すること。
- ② 公的セクター、民間セクター、市民社会を巻き込んだパートナーシップを通じて、創造性を核とした都市の発展を図る加盟都市の取組を支援すること。
- ③ 文化的な活動・商品・サービスの創作、生産、普及を強化すること。
- ④ 創造と革新のハブ機能を発展させ、文化分野のクリエイターや専門家のための機会

を拡大すること。

- ⑤ 特に弱い立場にある集団や個人が、文化的な商品やサービスを享受し、文化的活動に参加できるよう改善を図ること。
- ⑥ 文化と創造性を、地域の開発戦略・計画に完全に統合すること。

(2) 選考に当たって考慮する事項

※以下①～④は「UNESCO Creative Cities Network 2021 Call for Application - I. GENERAL PRINCIPLES」(ユネスコ作成) より抜粋。

① 申請背景（動機）、本ネットワーク加盟が申請都市にもたらす効果、国際的な発展のビジョン、戦略、施策

- ・ 申請都市が、地域レベル・国際レベルの双方で、本ネットワークの目的達成に貢献することが示されていること。
- ・ 2030 アジェンダ (SDGs) の実施に係る文化や創造の役割をさらに強める戦略や施策があること。
- ・ 申請都市の目的と優先事項が、本ネットワークの目的と活動分野と一致していること。
- ・ 本ネットワークへの加盟が、申請都市の持続可能な開発に中長期的に資すると期待できること。

② 申請の準備過程

- ・ 申請自治体が、申請の準備過程に関与し、申請書で提案する活動計画（以下「活動計画」）の加盟後の実施に関与することが示されていること。
- ・ 公的セクター、民間セクター、市民社会が連携して共通のプロジェクトに関与することが示されていること。
- ・ 申請の準備過程に、地域の創造産業関係者（クリエイター、専門機関、文化関連産業等）が参画していること。

③ 申請都市が本ネットワークにもたらす資産

- ・ 都市再生や都市の社会経済的発展の中で創造性が果たす役割をより重視することを目的とした開発戦略・活動やイニシアチブを、申請都市が申請時に有していること。
- ・ 当該都市が申請する分野（以下「当該申請分野」）が、申請都市にとって歴史的に重要な役割を果たしてきており、かつ現在の経済的・社会的文脈においても重要な役割を果たしていること。
- ・ 申請都市の文化的・創造的資産が、特に当該申請分野におけるネットワークの目的達成に向けて貢献しうるものであること。
- ・ 申請都市が、大衆や専門家を対象とした地域・全国・国際規模の見本市、会議、展示等を開催する専門性を有していること。
- ・ 当該申請分野において、創造性、芸術、教育、専門的なトレーニング、能力開発、研究を推進するための、質が高く多様で影響力のある仕組みが構築されていること。

- ・当該申請分野における文化的活動・商品・サービスの実施、生産、普及を目的とし、公衆や専門家を対象とした文化施設・インフラを有している（もしくは今後有する）こと。
- ・特に社会的弱者を対象とした、文化活動へのより積極的な参加を促す、質が高く適切で影響力のある事業を有していること。
- ・活動計画の実現のために、主要な専門機関や市民社会を代表するNGOを巻き込んで活動ができること。
- ・当該申請分野において、申請都市が広範囲で質の高く多様な国際協力のイニシアチブをとっていること。
- ・当該申請分野において、地域の文化産業の成長と創作を支援する政策・方策が、質が高く影響力があり革新的であること。
- ・本ネットワークの7つの分野のうち、当該申請分野とその他の分野との間で相互作用（シナジー）を生みだす横断的な事業を地域レベル・国際レベルで実施した実績があること。

④ 本ネットワークの目的達成への貢献

- ・活動計画が、都市の主な文化的・創造的資産の活用・成長を図るものとなっていること。
- ・活動計画が、地域レベル・国際レベルにおける本ネットワークの目的達成に資するような、一貫性、実効性、的確性を備えたものとなっていること。
- ・活動計画が、地域レベル・国際レベルの双方における本ネットワークの目的達成に資するような、広範囲で、質の高く、多様で、革新的なアプローチをとっていること。
- ・開発途上国の都市を巻き込んだ連携協力イニシアチブを有していること。
- ・当該申請分野とその他の分野との間で相互作用（シナジー）を生みだすことができること。
- ・活動計画にかかる予算及びファンディング戦略が的確で、実現可能性があり、持続的であること。
- ・公的セクター、民間セクター、市民社会のステークホルダーを巻き込み、活動計画を実施・管理する体制が確立されていること。
- ・本ネットワークや提案内容の成果に関して、公衆の幅広い関心を喚起するような、質が高く実効性のある広報普及計画を備えていること。

⑤ 文化と創造性を核とした我が国の都市全体の発展

文化と創造性を核とした我が国の都市全体の発展の観点から、今次公募における日本ユネスコ国内委員会の推薦にふさわしいこと。例えば、分野（本ネットワークの7つの分野）のバランス、地理的なバランス、「創造都市ネットワーク日本」など国内の他都市との連携状況等について、選考の際に留意する。